

静岡県告示第828号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき緊急消毒を実施する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川勝平太

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施する区域

静岡県内全域

3 実施の期日

令和4年12月19日から令和5年3月31日まで

4 消毒方法

消石灰の農場内（家きん舎周囲及び衛生管理区域外縁部）散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。